

令和6年

飯盛靈園組合議会3月定例会会議録

開会 令和6年3月27日

閉会 同日

飯盛靈園組合

飯盛霊園組合議会定例会（令和6年3月）会議録

○ 令和6年3月27日 飯盛霊園組合事務所2階会議室において開催する。

○ 出席議員次のとおり

1 番 議員	山本 もちかた	2 番 議員	山 口 たくや
3 番 議員	西 尾 博 道	4 番 議員	江 端 将 哲
議 長			
5 番 議員	藤 本 美佐子	6 番 議員	坂 本 勇 基
7 番 議員	坂 本 拓 哉	8 番 議員	池 田 治 子
		副 議 長	
9 番 議員	松 本 京 子	10 番 議員	石 垣 直 紀
11 番 議員	水 落 康一郎	12 番 議員	北 村 哲 夫

○ 欠席議員次のとおり

なし

○ 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

管理者 東 修平

○ 議案説明のための出席者次のとおり

副管理者 守口市長	瀬野 憲一	副管理者 門真市長	宮本 一孝
副管理者 大東市長	東坂 浩一	副管理者 四條畷市副市長	神谷 雅之
事務局長	藤岡 靖幸	次長	砂原 弘佳
総務課長	奥林 学	管理課長	森井 規仁
施設課長	長谷川 篤		

○ 事務局出席者次のとおり

総務課長補佐	中川 誉士	総務課長補佐	梅本 光
管理課	秦 里桜奈		

○ 議事日程次のとおり

日程第1		会期について
日程第2	議案第1号	飯盛霊園条例に基づく維持費に係る債権の放棄について
日程第3	議案第2号	飯盛霊園組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第4	議案第3号	飯盛霊園組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び飯盛霊園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第5	議案第4号	組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
日程第6	議案第5号	令和5年度飯盛霊園組合一般会計補正予算（第2号）
日程第7	議案第6号	令和5年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算（第1号）
日程第8	議案第7号	令和6年度飯盛霊園組合一般会計予算
日程第9	議案第8号	令和6年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算

○ 本日の議会次第記録者次のとおり

総務課長補佐	中川 誉士
--------	-------

○西尾博道議長 皆様おはようございます。これより組合定例会を開会いたします。

本日ここに招集されました3月定例会を開会しましたところ、議員各位には公私何かと御多忙中にもかかわらず、御出席を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

また、能登地域の地震から約4か月が経とうとしております。被災されました方々へ心よりお見舞い申し上げますとともに皆様方の御健康、そして一日も早い復興を心よりお祈りを申し上げます。簡単ではございますが開会の御挨拶にかえさせていただきます。

次に、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○東修平管理者 議長。

○西尾博道議長 管理者。

○東修平管理者 開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会では、令和5年度の補正予算を含む諸議案をはじめ、令和6年度当初予算などの御審議をお願いすることといたしております。よろしく御可決を賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○西尾博道議長 これより本日の会議を開きます。時に午前10時2分

本日は全員の御出席であります。

定足数は超えておりますので会議は成立いたします。

この際、本日の会議録署名議員を定めます。2番、山口たくや議員、5番、藤本美佐子議員をお願いを申し上げます。

これより議事に入ります。

日程に先立ち、御報告申し上げます。

まず、行政視察の結果について、各視察議員から議長あて報告がなされており、かつ、御手元配布の印刷物のおり、これらの概略報告をいたしておりますので、これをもって視察結果の報告にかえさせていただきます。

次に、監査委員から、令和5年度定期監査の結果報告及び昨年12月から2月実施分までの例月出納検査の結果報告について、それぞれ書類報告がなされております。

報告文書につきましては、各議員の机上に配布しております。

以上で報告事項を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1、会期についてを議題といたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に移ります。日程第2、議案第1号、飯盛霊園条例に基づく維持費に係る債権の放棄についてを議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 はい、それでは1ページをご覧ください。

議案第1号、飯盛霊園条例に基づく維持費に係る債権の放棄について御説明を申し上げます。

本議案につきましては、飯盛霊園条例に基づく維持費に係る債権を放棄するに当たり、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

放棄しようとする債権につきましては、次の2ページに記載のとおり、墓所使用件数としては1件分となり、放棄する債権の額は合計で2万5,200円でございます。

この方につきましては、現在使用している墓所の返還と、墓所の返還に伴い発生する墓所使用料の還付請求権の放棄を条件に滞納維持費の請求権を放棄しようとするものでございます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○西尾博道議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第3、議案第2号、飯盛霊園組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 はい、それでは3ページをご覧ください。

議案第2号、飯盛霊園組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与える観点から、代休時間を指定する制度を創設するため、所要の改正を行うものでございます。

4ページをご覧ください。

第2条の3といたしまして、新たに時間外勤務代休時間を定める項目を追加し、超過勤務手当を支給すべき職員に対して、時間外勤務代休時間を指定する旨を定めるものでございます。

5ページをお開きください。

第4条の休日の代休日におきましても、第2条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等を追加するものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、附則に規定しておりますとおり令和6年4月1日とするものでございます。

以上、議案第2号、飯盛霊園組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○西尾博道議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。
これより議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に移ります。日程第4、議案第3号、飯盛霊園組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び飯盛霊園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 はい、それでは7ページをご覧ください。

議案第3号、飯盛霊園組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び飯盛霊園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本条例案の提案理由といたしましては、地方自治法の改正により、令和6年4月1日から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための改正を行うものでございます。

8ページをご覧ください。

第1条で飯盛霊園組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正いたします。

表中の第2条第2項では、給与の種類に勤勉手当を追加いたします。

次に9ページの第13条の2といたしまして、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当についての項目を追加いたします。

次に第17条及び10ページの第24条で端数計算における勤勉手当に係る改正を行います。

次に第25条の2ではパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当についての項目を追加いたします。

次に11ページの下段にありますとおり、第2条として、飯盛霊園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正いたします。

12ページをご覧ください。

第5条の2で規定しております期末手当等の支給及び、第6条で規定しております育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整において、根拠法の改正を行います。

13ページをご覧ください。

本条例の施行期日につきましては、附則に規定しておりますとおり令和6年4月1日とするものでございます。

以上、議案第3号、飯盛霊園組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び飯盛霊園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○西尾博道議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第5、議案第4号、組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 はい、それでは、15ページをご覧ください。

議案第4号、組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

本条例は、組合管理者及び副管理者におきまして、死亡以外の理由で、月の中途に退職する際、月額ではなく日割り計算にて報酬を支払おうとするものでございます。

16ページをご覧ください。

報酬を規定しております第2条におきまして、第3項を特別職の職員が月の中途において、その職に就いたときは、日割り計算によるものとするに改め、次に第4項を追加し、特別職の職員が月の中途において、その職を退いた場合には、同月の報酬は日割りによって計算し、死亡した場合は同月の報酬はその全額とするいたします。

次に17ページをご覧ください。

本条例の施行期日につきましては、附則に規定しておりますとおり公布の日からとするものでございます。

以上、議案第4号、組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○西尾博道議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第6、議案第5号、令和5年度飯盛霊園組合一般会計補正予算第2号並びに日程第7、議案第6号、令和5年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算第1号を一括議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 はい、それでは、19ページをお開きください。

まずは議案第5号、令和5年度飯盛霊園組合一般会計補正予算第2号についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,587万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,197万5,000円と定めるものでございます。

次に20ページをご覧ください。

歳入、歳出のそれぞれの費目の補正額について記載しております。

次に補正の内容につきましてご説明いたしますので、まずは23ページをご覧ください。

歳出からご説明いたします。

2款、1項、1目の一般管理費のうち、24節、積立金につきましては、歳入歳出の決算見込みにより斎場整備基金積立金を5,077万8,000円増額しようとするものでございます。

次に3款、1項、1目の斎場運営費の10節、需用費におきまして、昨年ウクライナ紛争等の影響による物価高騰により、灯油や電気代を当初予算では高く見込んでおりましたが、決算見込みにより1,490万円不用額となり、減額しようとするものでございます。

次に22ページの歳入につきましては、令和5年度におきましては、近隣の寝屋川市の火葬場の改修工事等に伴い、寝屋川市民等による飯盛斎場の利用が増加しており、火葬炉使用料の収入が当初の見込みよりも増額となったため、2款1項1目1節の斎場使用料を3,587万8,000円増額しようとするものでございます。

続きまして、25ページをご覧ください。

議案第6号、令和5年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ511万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,730万4,000円と定めるものでございます。

次に26ページをご覧ください。

歳入歳出のそれぞれの費目の補正額について記載してございます。

次に補正の内容につきまして、29ページの歳出からご説明いたします。

1款、1項、1目の一般管理費のうち、10節、需用費におきましては、一般会計と同様に光熱水費の不用額として900万円を減額いたします。

次に24節、積立金につきましては、決算見込みにより霊園整備基金積立金を5,882万3,000円増額しようとするものでございます。

次に2款、1項、1目、14節、工事請負費におきましては、1,500万円を減額しようとするものでございます。

これにつきましては、当初霊園敷地内を荒らすイノシシ柵の設置工事を組合事業として単独で実施する予定でしたが、隣接する地元地域と協働して行うことにより、国や大阪府からの補助金等を見込むことができる可能性が出てきましたことから、今年度の工事は見送り、今後、地元地域と協議し改めて工事について、検討を行うこととしたからでございます。

次に2款、2項、1目、12節、委託料におきましては、2,970万4,000円を減額しようとするものでございます。

これにつきましては、当初霊園敷地内の危険箇所における、対策工事の設計委託を予定しておりましたが、これにつきましても今年度、国や大阪府から補助金等の獲得に向け協議検討を進めた結果、補助金等を獲得できる可能性が出てきたため、今年度予定していた工事の設計委託業務を見送り、改めて工事の計画等を再検討していくこととしたからでございます。

次に、28ページの歳入につきましては、1款、1項、1目、2節の霊園維持費において、決算見込みにより、本年度中の長期分納維持費511万9,000円の増額補正を行うものでございます。

以上、議案第5号、令和5年度飯盛霊園組合一般会計補正予算第2号及び、議案第6号、令和5年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算第1号についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○西尾博道議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第5号及び第6号を併せて採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第8、議案第7号、令和6年度飯盛霊園組合一般会計予算並びに日程第9、議案第8号、令和6年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算を一括議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○西尾博道議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 はい、それでは、31ページをご覧ください。

議案第7号、令和6年度飯盛霊園組合一般会計予算及び議案第8号、令和6年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

はじめに、議案第7号、令和6年度飯盛霊園組合一般会計予算からご説明を申し上げますので、35ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億7,731万3,000円と定めるもので、その内訳につきましては、36ページ、37ページの第1表、歳入歳出予算にお示ししておりますとおり定めるものでございます。

次に38ページをご覧ください。

第2表債務負担行為につきましては、斎場建替事業に係る事業者選定支援業務委託として令和6年度まで3,395万7,000円をあげております。これにつきましては、令和5年度から6年度にかけて取り組んでおります斎場建替事業者選定業務の委託費用のことでございます。

次に飯盛斎場再整備運営事業者業務委託として、令和30年度まで93億2,433万円をあげてございます。

これにつきましては、上記の委託事業におきまして、令和6年度に選定されました飯盛斎場再整備運営事業業務を委託する事業者に、30年度までの間、支払う額でございます。

次に飯盛斎場再整備運営事業モニタリング支援業務委託といたしまして、令和10年度まで2,981万円をあげてございます。

これにつきましては、6年度に飯盛斎場再整備運営事業を行う事業者が選定され、その後、令和10年度までの5年間に、新斎場の建設や、旧斎場の解体撤去等の工事が行われますが、その工事期間におきまして業務の管理監督等を行う必要があり、その際に当該業務のモニタリング等の支援をコンサルタント会社等に委託するものでございます。

それでは、次に、歳出の詳細につきましてご説明を申し上げますので、ここで、別冊の予算に関する説明書、8ページをご覧ください。

1 款、議会費は308万9,000円で、次に、2 款、1 項、1 目、一般管理費は1 億1,123万3,000円で、前年度比、993万9,000円の増でございます。

これは、定期昇給等に伴い、人件費が増加することによるもので、給料から共済費までは一般職員及び任期付短時間勤務職員を含めた人件費となっております。

次に、10ページをご覧ください。

一番下の17節の備品購入費は601万5,000円で、これは、ビジネスフォン等の庁内の電話設備の老朽化に伴う更新費用及び、購入から15年を経過している車両の買い替え費用等としております。

次に、11ページの24節、積立金につきましては、斎場整備基金への積立金として、前年度当初予算と同額の50万円を計上しております。

次に13ページをご覧ください。

3 款、1 項、1 目、斎場運営費は 2 億3,252万3,000円で、前年度に比べ、1,887万3,000円の減でございます。

このなかで12節、委託料は1 億3,887万8,000円となっており、新たな項目といたしましては、飯盛斎場再整備運営事業業務委託がございます。

これにつきましては、令和6年度に斎場建替え事業者が決定し、1月から3月までの3か月間、業務委託が発生いたしますので、その額5,098万7,000円と、令和11年の供用開始を目指して設計、工事を行う際に、これらの事業の管理監督等を行うモニタリング支援業務委託を行うための額、177万4,000円としてございます。

次に14ページ14節、工事請負費につきましては、4,004万7,000円としてございます。これにつきましては、毎年度実施しております火葬炉設備補修工事や放置しておく危険な樹木の伐採工事などが主な項目となっております。

次に15ページをご覧ください。

5 款、1 項の公債費は、令和4年度から2か年にわたり実施しておりました斎場崖面改修工事に係る起債の元利償還でございます。

借入総額は1 億2,780万円で、借入先は令和4年度借入が大阪府、令和5年度借入が地方公共団体金融機構となっており、22節にありますとおり、元金につきましては2,852万9,000円、利子につきましては15万7,000円となっております。

次に6 款、1 項、1 目の予備費100万円は前年度と同額でございます。

以上が歳出でございます。

次に歳入についてご説明いたしますので、5ページにお戻りください。

1 款、1 項、1 目、飯盛霊園組合分担金は1 億6,500万円で、前年度と比べ1,565万4,000円の増となっております。

これにつきましては、令和4年度に作成した今後の斎場建替を見込んだ長期財政計画に基づいた金額としてございます。

次に、2 款、1 項、1 目、斎場使用料は1 億8,623万8,000円で、前年度当初予算に比べ1,501万8,000円の増でございます。

これは、現在、寝屋川市の火葬場の改修工事により、想定以上に市外住民の利用が増加しておりますことから、当該工事が完成する9月頃までは、この傾向が続くものと見込んだことによるものでございます。

次に6 ページ、3 款、1 項、1 目、物品売払い収入の359万4,000円は、残骨灰の分別処理から得られた有価物の売払い収入を見込んでおります。

次に5款、1項、1目、斎場整備基金繰入金は、歳出で計上しております斎場建替事業に係る事業者選定支援業務委託等に使用するため、基金を取り崩し、1,927万5,000円繰入れることとしてございます。

次に6款、1項、1目、繰越金は200万円で、前年度に比べ100万円の減としてございます。

繰越見込額は、令和6年1月末現在の決算見込みに基づき計上しております。

次に7ページ8款、1項、1目、葬斎債は0円となっておりますが、これは令和5年度で対象事業となる斎場崖面改修工事が完成したことから6,732万円の皆減としてございます。

以上、議案第7号、令和6年度飯盛霊園組一般会計予算の説明とさせていただきます。

それではここで、付議事件の41ページにお戻りください。

続きまして、議案第8号、令和6年度飯盛霊園組霊園事業特別会計予算についてご説明いたします。

まず第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億9,860万2,000円としてございます。

次に第2条で債務負担行為を、第3条で歳出予算の流用を定めております。

次に42ページ、43ページをご覧ください。

第1表として歳入歳出予算の内訳を示してございます。

次に44ページをご覧ください。

第2表債務負担行為といたしまして、昨年度実施しました霊園及び合葬墓管理システム再構築事業について、令和8年度までの期間で5,356万6,000円としてございます。

それでは、ここで次に歳出の詳細についてご説明申し上げますので、別冊の予算に関する説明書の28ページをご覧ください。

歳出から内容のご説明をいたします。

はじめに、1款、1項、1目、一般管理費は霊園の管理運営に要する事務経費などとして3億411万7,000円で、前年度当初予算に比べ、1,611万5,000円の減としてございます。

内訳といたしまして1節の報酬につきましては、会計年度任用職員の報酬で、次に2節、給料から4節の共済費までの人件費につきましては、職員の人件費になってございます。

次に29ページの12節、委託料は2,415万9,000円で、主な項目といたしまして霊園管理システム追加改修業務委託があり、これにつきましては、6年度から新記名板の受付を開始するにあたり、霊園管理システムの改修が必要となるためでございます。

また、V t u b e rキャラクターモデリング作成業務委託は、霊園の新たな魅力を発信するために運用しておりますアニメキャラクターにおいての、2Dモデル化を行い、霊園の周知に寄与させるものでございます。

また、霊園使用料等調査検討業務委託におきましては、現在検討中の樹木葬につきまして、価格付け等を検討するにあたり、全国事例等を把握しております公益社団法人全日本墓園協会に委託を考慮しておりますとともに、長い間料金の見直しを行っていない霊園全体の墓所の使用料や維持管理費等につきまして、近年の物価高騰に伴う事業費などへの影響や、今後の霊園運営の持続可能性を鑑み、改定についての検討を行おうとするものでございます。

次に30ページをご覧ください。

18節、負担金、補助及び交付金は391万5,000円で、主な項目として、寒谷水路管理用通路改修工事負担金122万6,000円をあげております。

これは、組合から地元の土地改良区に工事の負担金を支出し、土地改良区が事業主体として大阪

府に工事の申請を行うことで大阪府から補助金を受けることができるようになり、工事費用を抑えるため、負担金を支出しようとするものでございます。

次に31ページの24節、積立金は、1億2,108万3,000円で、前年度比4,163万2,000円の減となっております。

これは平成5年から供用開始している現斎場に建て替えた際の霊園事業特別会計からの借入金に対する元利償還が、令和5年度で期間満了となり、一般会計からの元金の積戻しがなくなったためでございます。

次に2款、1項、1目、運営費は1億2,962万3,000円で、前年度比6,641万2,000円の減でございます。

次に32ページをご覧ください。

主な項目といたしまして、12節、委託料は6,182万3,000円で、園内施設清掃等業務委託や送排水管改修工事設計業務委託などとなっております。

次に14節、工事請負費は5,636万7,000円で、主な項目といたしましては、工事請負費において自動車回転帯整備工事や安全設備設置工事などがございます。

次に33ページをご覧ください。

補修工事請負費といたしましては、危険木等伐採工事、高木等伐採工事、危険箇所補修工事などがございます。

次に34ページをご覧ください。

2項、1目の建設費は2億6,386万1,000円で前年度比2億1,894万4,000円の増となっております。

内訳といたしましては、12節、委託料は3,609万1,000円で、主な項目といたしましては、公園整備基本計画策定業務委託1,647万3,000円がでございます。

これは、今年度、公園整備において民間活力導入可能性調査を行い、そのコンセプトを基に令和6年度に基本計画を策定しようとするものでございます。

その他、樹木葬墓所基本設計等業務委託及び、シンボルゾーン再整備基本設計業務委託につきましては、現在、検討を進めている樹木葬と、老朽化している階段や噴水等を含めた公園部分の整備工事に係る設計について、委託しようとするものでございます。

次に14節、工事請負費は2億2,777万円で、主な項目といたしましては、今年設計してまいりました虹の丘の記名板等整備工事、12区7列の墓所整備工事、及び法面管理用通路整備工事としてございます。

それでは、次に歳入についてご説明いたしますので、25ページにお戻りください。

1款、1項、1目の霊園使用料は2億7,620万6,000円で、前年度比1,899万3,000円の増となっております。

主な要因としましては、永代使用料の減少傾向と虹の丘使用料においても横ばいの状況になってきておりますが、令和6年度におきましては分納維持費が多い周期となっているためとなっております。

次に2款、1項、1目、利子及び配当金は霊園整備基金運用利子として2,315万3,000円としてございます。

次に26ページをご覧ください。

4款、1項、1目、霊園整備基金繰入金は、霊園整備基金から維持管理等に充当する金額で3億5,672万7,000円としてございます。

これにつきましては、公園整備基本計画策定業務委託などの新たな取り組みや記名板等整備工事等の費用となっております。

次に5款、1項、1目、繰越金は、3,078万3,000円で、令和6年1月末現在の決算見込みに基づき計上してございます。

以上、議案第7号、令和6年度飯盛霊園組合一般会計予算及び議案第8号、令和6年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○西尾博道議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第7号及び議案第8号を併せて採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西尾博道議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に一般質問でございますが、通告がありませんのでこれを受けないことといたします。

以上で本定例会に付議した事件はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に際し管理者から御挨拶を受けることといたします。

○東修平管理者 議長。

○西尾博道議長 管理者。

○東修平管理者 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の組合議会定例会を招集申し上げ、令和6年度の当初予算をはじめ、重要諸議案について御審議をお願いいたしましたところ、いずれも御可決御同意を賜り厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後とも御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。まして、甚だ簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○西尾博道議長 続きまして閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会におきまして、終始、慎重なる審議の結果、ここに適切なる議会の意思決定をされたことに対し、深く敬意と感謝の意を表し上げる次第でございます。

最後に皆様におかれましては、一層の御自愛と御健勝を御祈念いたしまして、誠に簡単ではございますが閉会の御挨拶といたします。

本日は本当にありがとうございました。時に午前10時32分